

華頂短期大学自己点検・評価報告書

平成30（2018）年度

華頂短期大学自己点検・評価委員会

令和元年5月

はじめに

人間中心の社会（Society 5.0）の実現を目指し、科学技術の発展を背景とした産業構造の変革が大きく進む中であって、次世代を担う人材を養成する大学においては、教育研究活動等の総合的な状況を評価し、各大学の自主的な質保証の充実を図るとともに、その状況を適切に社会に示すことが求められています。

大学として、その使命や目的を実現するために、自らが行う教育及び研究、組織及び運営、ならびに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むことが重要となります。また、大学が、社会からの信頼を得るためには、自らの活動の質を確認、保証し、その一連の方法や結果を社会に示していくことが求められています。

特に、教育研究活動の質保証のためには、それぞれの教育プログラムの編成・実施に責任をもつ組織が、そのプログラムにおける教育研究への取り組み状況や、プログラムにおける学修成果を分析・評価し、その結果に基づいて、改善・向上を図るために、改革・改善の仕組みが機能し、教育の質が確保されていることを保証することが必要となります。

このため、華頂短期大学では、自らの活動の質を確認するため、自己・点検評価を行い、平成 25（2013）年度に、認証評価機関（一般財団法人 短期大学基準協会）による認証評価を受け「適格」と認定されるとともに、その結果を自己点検評価書及び評価報告書として本学ホームページに掲載し、教育研究活動の現状を広く公開しているところですが、その後も引き続き、教育改革や組織・体制の強化を図るとともに、高大接続改革をはじめとする課題の解決を図るための検討を行ってきたところです。

この検討を具体的活動につなげ、改善・向上を図る一環として、平成 30（2018）年度に全職員が参加し組織的に取り組むため本学「教育改革会議」の下に『教育の質保証プロジェクトチーム』を立ち上げ、教育研究活動の質保証に関する点検・評価を行うとともに、この中で明らかとなった課題解決に向けた取り組みを積極的に進めています。

このたび、平成 30（2018）年度までの教育研究活動の状況に関する自己・点検評価結果及び様々な教育改革・改善の状況についてとりまとめましたので公表します。

今後も引き続き、中長期的視点に立って、併設する京都華頂大学とともに「華頂」のブランド力を高め、経営基盤の維持・強化を図るとともに教育研究活動の質保証の継続的な改善・向上に取り組んでまいります。

令和元年 5 月

華頂短期大学自己点検・評価委員会 委員長
華頂短期大学 学 長 中野 正明

目 次

はじめに	1
第1 自己点検・評価報告書の概要	3
1. 自己点検・評価報告書の構成	3
2. 本学の自己点検・評価の概要	3
3. 基準ごとの概要	4
第2 中長期的な計画に基づく事業運営	5
1. 京都華頂大学・華頂短期大学基本方針の策定	5
第3 教学マネジメント体制の確立	6
1. 教学マネジメントを支える組織・体制	6
2. 教育目的・教育課程の点検評価	8
第4 教職員の質的向上に向けた取り組み	12
1. FDの実施	12
2. SDの実施	13
3. 教育サポートスタッフの研修	14
第5 学生の修学支援	14
第6 高大接続改革の推進	16
第7 財務基盤の強化	18
第8 内部質保証の確立	19

平成30（2018）年度 自己点検・評価

第1 自己点検・評価報告書の概要

1. 自己点検・評価報告書の構成

本報告書は、華頂短期大学（以下「本学」という。）の平成30（2018）年度版の自己点検・評価報告書である。自己点検・評価項目については「一般財団法人短期大学基準協会」（以下「協会」という。）の平成30（2018）年度版第三者評価基準に準じて行うものであるが、当該基準項目の全体像を俯瞰し、本学の自己点検・評価報告書に記載する内容については、一部修正及び省略を加えている。

協会の「短期大学評価基準」では、4つの基準（基準Ⅰ～基準Ⅳの大項目）を設け、各々の基準の下に幾つかのテーマ（中項目）を置き、更に各々のテーマの下に幾つかの区分（小項目）、また、小項目区分記述の際に参考とする幾つかの観点が記載されている。そして、自己点検・評価報告書は、区分（現状と課題）、テーマ（現状と課題）、基準項目（現状と課題）について点検・評価することによる構成となっている。

本報告書においては、大項目である「基準」と中項目である「テーマ」については、その現状と課題について基準ごとの概要として記述するに止め、具体的な項目である「区分」について、本学の現状（活動の点検）と課題（自己評価）として記述するものとしている。

基準、テーマの記述の省略は、できるかぎり大項目にみられる抽象的な表現を避け、自己点検・評価の目的が充分達せられるよう、認証評価基準の意図する観点からも、本学の具体的な活動による自己評価を具体的に記述することとした。

今後、予定している第三者評価を受ける際には、当然のことではあるが、協会の「短期大学評価基準」に基づく内容により作成するものである。

2. 本学の自己点検・評価の概要

(1) 全体の概要

- ①全体としては、本学の建学の精神、教育方針、それに基づく教育内容、同方法、学生生活、そしてこれらを支える人的・物的・財的資源やガバナンス等について、これまでの取り組みにより、現状では重大な問題はないものと考えている。
- ②短期大学としては、学生数が一部の学科について定員割れとなっているが、本学が併設する京都華頂大学と同一のキャンパスにあるため、教育研究面において本学単体では難しい、施設・設備、科目配当、教職員等の教育資源を、大学と共用という形で活用でき、また財務面でも有利になっている。
- ③教育面、経営面両方において大学共用ということが本学のメリットとも考えられ、このことは今後しばらく可能と考えられるが、大学も同様に定員充足の課題を抱えており、短大とともに課題を共有して解決していくことが、必要である。また、自己点検・評価については、内部質保証の観点から、学生の学修成果の可視化や教育の質の内部保証への取り組みを図っていくことが重要である。

(2) 課題の現状

① 学生の学修成果については、これまでの学生の学力や資質の目標を定め教育指導していくという、教員の目線で教育を捉える視点から、学修成果は、学生が教育指導を受けた成果として自分の学力・資質の向上を実感し、今後の自分の進路に対する有用性を自覚するという、いわば学修者の視点に立った考え方に転換していくことが必要である。

学修成果は、先ず教育内容・方法が今の学生全体あるいは個々の学生の現在・将来にとって有用・有効なのかを考える必要がある。それは当然、カリキュラム編成や授業展開そして授業方法等が大きく影響をしている。

本学としては、学修成果という視点から、学生が何を身に付けることができるのかを強く認識する必要がある。その点から FD 活動や SD 活動においても同様の視点から教育の改善・向上を図ることは今後の学生数確保にとっても重要である。

② 本学では、一部の学科において、年度により入学定員未充足の場合があり、入学定員を確実に充足できない状況が続けば、近い将来、極めて厳しい経営状況になることは明らかである。これまでも、本学の特色として職業人の育成を目的に、教養教育の見直し、資格取得につながる実務教育に重点を置き、また併設大学への編入学を柱として学生募集を図るとしてきたが、これについては、併設する京都華頂大学の学部・学科改編とも並行して、本学の将来の進むべき方向を継続して検討していく必要がある。

3. 基準ごとの概要

(1) 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神、教育目標等は明確に定められ、ホームページ、学則、学生便覧（キャンパスライフ）等により学内外に明示されている。教育の質の向上に関しては、FD 活動が PDCA を活用して活発となってきており、今後、更に、学修成果の可視化をはじめ教育の質保証を軸にさらなる充実を図る。

(2) 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

① 3つのポリシーのうち、平成30年度末までの再検証を踏まえて策定した学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、他のポリシーとの一貫性の確保と体系的な整理を行ったところであり、その内容は客観的で適正である。

② 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は学位授与の方針に沿い体系的に編成され、配当科目も科目群を適切に分類し、理解し易い形で示されている。また学生の学修成果の評価については、アセスメントポリシーを定め、目的、達成すべき水準や具体的方法などを定めている。

③ 今後、大学入試制度の変更が予定されているが、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）については、各学科の教育目標に沿って作成され、入試要項等に明示されている。その選抜方法についても受入方針に沿った、かつ受験生のニーズに対応した多様な入試を用意し、募集要項等において周知するものとしている。

- ④上記3つのポリシーについては、今後も時代のニーズや学生の要望に沿うよう検証・検討していく。
- ⑤教職員等の人的資源については大学・短大の所属に拘らず、各人がキャンパス内全学生の学修支援に対して関心をもち、有効に活用されている。
- ⑥学生生活面での支援では、アメニティ施設、経済的支援及び保健等について対応システムが確立され、機能している。しかし、これらについては社会の動向や学生の要望等を斟酌しながら更に充実していく必要がある。
- ⑦進路指導においては、キャリアセンター職員と教員が緊密に連携し、就職あるいは進学に関してきめ細かい指導支援を行っている。また、キャリア形成のための科目配当、課外対策講座なども充実している。

(3) 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

- ①教員組織については専任教員と非常勤教員が適格に配置されている。非常勤教員には、本学を熟知している併設大学専任教員もおり、教育上のメリットが大きい。
- ②物的資源については大学との共用が多く、本学単体では難しい充実した施設・設備を活用できる状況である。特に図書館はその機能性(ラーニング・コモンズ等)を確保し、豊富な書籍や学修環境が利用可能である。
- ③財的資源・決算状況については、法人全体では極めて良好で安定している。本学単体では、財務上、厳しい状況にあるが、財務改善に取り組んでいる。

(4) 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

- ①本学学長は、法人副理事長を兼務しているが、高い見識と情報力を有し、リーダーシップも充分で、経営面及び学務面において適切な、確固たる運営がなされている。
- ②ガバナンスについては、会計監査法人、監事、及び本部監査担当職員が連絡を密に、適宜、かつ適切に監査業務を実施している。

第2 中長期的な計画に基づく事業運営

1. 京都華頂大学・華頂短期大学基本方針の策定

【活動の点検】

国においては、平成29年3月6日の中央教育審議会総会において「我が国の高等教育の将来構想について」諮問が行われ「第4次産業革命」の進展や、本格的な人口減少社会の到来など経済社会の大きな変化の中で、高等教育機関が求められる役割を真に果たすことができるよう、概ね2040年頃を見据えた、これからの時代の高等教育の将来構想について、総合的な検討を要請した。

本諮問を受け、中央教育審議会では、大学分科会将来構想部会を中心に審議を進め、平成30年11月26日の第119回総会において、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」をとりまとめた。

これを受け、本学においても、必要とされる人材像や高等教育の目指すべき姿と社会の関係を検証し、本学が目指すべき目標を明確にするとともに、目標達成

に向けた取り組みを進めるための中長期の基本指針として「京都華頂大学・華頂短期大学基本方針」の策定に取り組み、本学のホームページに掲載して広く公表した。

この基本方針は、「教育研究の基本方針」と「管理運営等の基本方針」とで構成し、「教育研究の基本方針」においては、『学生支援』『求める教員像と教育組織の編成』『研究支援』『教育研究組織』『社会連携、社会貢献』『内部質保証』の各項目について、現状分析や将来展望に基づく施策の目標や方針、具体的な取り組み内容を示した。また、「管理運営等の基本方針」では、『大学運営』『学長を中心としたマネジメント』『教育研究に関する合意形成や新たな課題への取り組み』『事務分野』『設置校との協調・連携』『財務分野』『SDの推進』に関する取り組み方針等を示した。

今後は、本学における総合的な自己点検・評価の一環として、この方針、特に『内部質保証』の項目に基づく各年度の施策の実施状況や達成度、成果等を点検・評価し、翌年度の事業計画や予算編成に反映し、PDCAサイクルを有効に機能させていくこととしている。

【自己評価】

基本方針については、本学のホームページで公表を行うとともに、教授会や職員研修を通じて、全教職員への周知が図られている。

今後は、学校法人佛教教育学園が進める総合学園構想の検討状況を注視しながら、適宜、基本方針の点検・見直しを進める必要がある。

第3 教学マネジメント体制の確立

1. 教学マネジメントを支える組織・体制

(1) 教育改革会議

【活動の点検】

本学においては、学生の主体的な学修のための学士課程教育・短期大学士課程教育の質的転換を促すとともに、実質的な学修成果を可視的に確認することができるような組織的・体系的改革を実施するため、大学学長のもとに京都華頂大学・華頂短期大学教育改革会議（平成27年4月制定）を置いており、平成30（2018）年度は、平成31（2019）年3月7日及び20日に同会議を開催し、それまでの取り組みに関する次のテーマについて協議・検討を行った。

- ①教育質保証プロジェクトチームにおける検討状況について
- ②2019年度教育課程について～3つのポリシーに基づく適切性の検証～
- ③同 ～PROGテストから見える本学学生の特徴～
- ④学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）案について

【自己評価】

学長を中心とした全学的な教学マネジメント体制の確立が求められる中、学長をはじめ、大学・短大の学部長や学科長、その他学内の教育関係機構の代表者

で構成される「教育改革会議」において、3つのポリシーの見直し作業や PROG テスト（社会人基礎力測定ツール）の結果分析（IR 情報）を通じて教育課程の適切性の検証が行われたことは評価される。

今後は、履修系統図（カリキュラムツリー）の作成・公表やアクティブ・ラーニングの推進などの教育内容・方法の改善、アセスメント・ポリシーの整備をはじめとする学修成果の把握・評価、ティーチング・ポートフォリオの作成や FD /SD 研修の実施等による教職員の仕事の質的向上など、学修者本位の教育を行う観点から進めるべき施策や制度について、引き続き幅広く検討・協議していく必要がある。

(2) 教育開発センター

【活動の点検】

教育開発センターは、全学的な教授法開発における企画・提言を行い、学内外の情報を教職員が広く共有するために設置した本学の附属機関として活動している。

《平成 30（2018）年度活動実績》

- ①春期及び秋期の公開授業の広報及び運営（春期：5月28日より1週間、秋期：11月12・13日）
- ②教育開発に関する研究会の実施（『学生が推薦する授業』、『本学の初年次教育の現状と課題』、『PROG 結果からみる本学学生の特徴』）
- ③京都華頂大学・華頂短期大学教育開発センター研究報告書第6号の発行
- ④第24回FDフォーラムにてポスターセッション発表
- ⑤初年次教育の共通教材の開発

今後は、引き続き年3回の研究会を実施する一方、初年次教育の共通教材の編集・作成を行い、FDに関する研究を進める予定である。

【自己評価】

教育開発センターは、平成23（2011）年度から、本学のFDに関する研究及び公開授業の実質的な運営を担っており、本学における教育の質保証やFD活動を担ってきた。

また、授業評価アンケートでは学生から評価基準の聞き取りを行い、初年次教育共通教材の作成に当たっては学生へアンケートを行うなど、学生を中心とした取り組みを進めている。

本学の教育開発センターの委員は、ほぼ教員で占められているが、公開授業やFDに関する活動には職員も参加し、また、『教育開発センター研究報告書』において毎年の活動記録を公表している。

今後は、本学「教育能力開発検討委員会」（以下「FD委員会」という。）とも有機的に連携し、FD活動の一層の充実を図るよう期待される。

(3) 教育質保証プロジェクトチームによる自己点検と施策展開

【活動の点検】

本学における教学マネジメント体制の強化を図るとともに、様々な教育改革

や教職員の資質向上、高大接続改革等をはじめとする部署横断的な取り組みを進めるため、本学教職員によるプロジェクトチームを平成 30（2018）年 10 月に組織した。

プロジェクトチームにおいては、平成 30（2018）年度から私学助成に新しく追加された「教育の質に係る客観的指標」、及び「私立大学等改革総合支援事業・タイプ 1 の採択要件」の充足を当面の目標としながらも、従来の施策の全面的な見直し（自己点検）と新規施策の検討を行うとともに、施策の実施主体として様々な取り組みを順次実施している。

【自己評価】

プロジェクトチームは、チーム長（事務局長）の下に 3 つの部会「教育（制度）改革部会、内部質保証（IR）部会、内部質保証（高大接続改革）部会」を置き、教育の質保証に関係する 42 項目について点検し、平成 30（2018）年度から順次、具体的な施策を実施している。

これまでの検討結果、点検項目の 90%以上の事項が平成 31（2019）年度から実施の状況にあり、実効性ある取り組みであると評価される。

(4) IR 機能を担う体制の整備と実施

【活動の点検】

平成 30（2018）年度当初の-本学の組織機構改革において、新たに「学長室」を設置し、IR 業務を担当する主事（教員）1 名を配置した。また本学では、平成 30（2018）年度から PROG テスト（社会人基礎力測定ツール）を導入し、入学時及び就職活動前（短大は 2 回生、大学は 3 回生）にテストを行い、社会人基礎力の伸長度を確認し、学修成果の可視化の一環として活用することとしている。

IR 担当では、平成 30（2018）年度の PROG テストで示された様々な能力と当該学生の履修単位数や GPA スコアとの相関を分析した結果を教育改革会議で報告するとともに、教育開発センターにおいて平成 29（2017）年度末に行った 1 回生対象のアンケート調査の分析を担当し、平成 30（2018）年度の「大学コンソーシアム京都」の第 24 回 FD フォーラムにおいて、「初年次教育の課題」に関するポスター発表を行った。

【自己評価】

組織体制上、これまで IR 担当に専任職員を配置できない現状にあったため、学修成果を様々な角度から分析する作業も緒についたばかりであるが、今後は経年変化の分析を加える等により、より精度を高め、教育内容や教育方法の改善に生かされるよう期待される。また、別途進めている「学修ポートフォリオ」とも連携し、可視化された学修成果や伸長度を学生にフィードバックする手法についても検討する必要がある。

2. 教育目的・教育課程の点検評価

【活動の点検】

(1) 教育組織の改組・改編

①総合文化学科の届出設置

平成 31 (2019) 年度に歴史学科 (定員 40 名) を改編して総合文化学科 (定員 80 名) を設置する計画を進め、平成 30 (2018) 年 4 月に文部科学省に届出申請を行い、6 月には平成 31 (2019) 年度開設の届出設置が受理された。併せて、歴史学科の平成 31 (2019) 年度学生募集停止を報告した。

②幼児教育学科の改編

総合文化学科の設置 (入学定員 80 名) に伴い、幼児教育学科の入学定員を 220 名から 40 名減じて 180 名とする定員減について、文部科学省に学則変更の届出を行うとともに、「指定保育士養成施設定員変更」を京都府に申請し、承認された。

③専攻科介護専攻の設置

社会人のリカレント教育の振興も踏まえ「社会福祉士及び介護福祉士 学校規則の第 3 号」(修業年限 1 年) に基づく「介護福祉士養成施設指定申請書」を厚生労働省・文部科学省宛てに提出、また、指定に伴う近畿厚生局の実地調査を受審後、平成 31 (2019) 年 3 月に「介護福祉士養成施設」に指定され、学生募集を行った。

(2) 教育課程の充実

①教育職員免許法改正に伴う教職課程再課程認定申請

平成 30(2018)年 4 月に幼児教育学科における教職課程(幼稚園教諭二種)の再課程認定申請を行い、平成 31 (2019) 年 1 月 25 日に認定された。

②離職者向け職業訓練事業 (保育士養成科)」の受託

厚生労働省及び京都府が保育士養成を目的として行う「離職者向け職業訓練事業 (保育士養成科: 2 年)」を受託し、平成 30 (2018) 年度から 1 名を受け入れるとともに、平成 31 (2019) 年度についても同事業に応募し、選定された。

③幼児教育学科の教育課程の改編

- ・幼児教育学科の履修モデルコースを、主に将来の進路を幼稚園教諭・保育士とする「幼児保育学コース」と児童福祉の観点から幼稚園・保育所保育や児童福祉施設を視野にいれた「子ども支援コース」とし、教育課程をコースに対応するよう変更した。
- ・この 2 つの履修モデルコースについては、平成 30 (2018) 年度中に再検証を行い『学生の目指す進路に応じた専門性を高めるための教育課程』『高校生の興味・関心、目標とする進路に対応する多様な教育課程や諸資格関連科目の開設』等、専門・職業教育に視点を置いた教育課程へと改編し、平成 31 (2019) 年度の学生募集案内等に反映することとした。

【自己評価】

本学における教育理念や目的に照らし、幅広い教養と豊かな人間性を育む教育課程について、不断の点検、見直しを行っていることは評価される。また、教育目的達成に必要な手続き等も、適宜、適切に行われている。

(3) 3つの方針の見直し

【活動の点検】

3つの方針を一貫性があり体系的であるものとして策定し、公表することとする「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成28年文部科学省令第16号）が平成28（2016）年3月31日に公布され、平成29（2017）年4月1日から施行されたことにより、本学においても「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」、「教育課程実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」の3つの方針について平成30（2018）年度に点検・検証を行い、3つの方針を一貫性があり体系的であるものとするため、全学的な議論を経て、新しい時代に応じた3つの方針として改正し、本学のホームページに公表した。

見直しに当たっては、変化の激しい時代や知識基盤社会を生き抜く人材に求められる資質・能力を明記することとし、ディプロマ・ポリシーにおいては、学生が身に付けるべき資質・能力を具体化し、ディプロマ・ポリシー達成のためにどのような教育課程を編成するのか、また、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、どのような入学者を受け入れるかを定め、一貫性のある3つの方針を掲げた。

3つの方針は、教職員への周知と理解を求め、また、学生への周知を図るため、各学科の学生演習室などに掲示するなど学修上での意識づけを進めている。

【自己評価】

平成30（2018）年度中に行ったこれまでの3つの方針の点検及び新しい時代に向けた3つの方針の策定の議論の過程では、事務局、各学科が連携し、教職員が時間をかけて議論を行ったことによって、本学が目指す大学像をはじめ、共有するビジョンが一層明確になったことは評価できる。また、新たな3つの方針は学内外に広く公表も行っている。

平成31（2019）年度からは、これら3つの方針に基づいて、学修成果の更なる可視化などに向けて実施していく年度としている。その成果を高めるためにも、会議や学校行事などの際、これら3つの方針に沿った内部質保証の確立に向けて、大学運営が徹底されるように更に教職員の意識を深めていく工夫が求められる。

(4) シラバスの再編整備

【活動の点検】

シラバスは、教員と学生との授業についての契約であり、その内容は学生が学修意欲を高め、学びのヒント、学修目標を自らのものとして主体的な学修につながられる内容であることが必要である。

そのため、平成30（2018）年度はシラバス作成要領の検証・改定を行うとともに、シラバスの記載項目について大幅な改編検討を行った結果、平成31（2019）年度のシラバスからは、「学位授与の方針との関連」「アクティブ・ラーニング対象授業」「課題に対するフィードバックの方法」「実践的教育」の項目を追加する

とともに「事前事後学修課題内容」ではより具体的な内容とその学修時間を提示することとした。

更に、各授業科目担当者がシラバスを作成したのち、第三者によってチェックをするシステムを整えた。このシラバス記載内容の変更を徹底するため、1月にはFD研修会において変更点とその要点を全教員に対して説明し、年度末の次年度シラバス作成では、この検討を生かしたものとすることができた。

【自己評価】

今回のシラバスの検証・整備により、これまで以上にシラバスが、学生が主体的に授業の事前準備や事後の復習を行うためのヒント、そして入学から学位授与までの学修の中で各授業がどのような意味をもっているのかを、より分かりやすく提示するものとしたことは評価できる。

今後は、このシラバスがより学生に活用されるよう、各教員が学生に対して更に働きかけていくことも必要である。また、第三者によるチェックの方法については、非常勤の担当科目及び学科を超えてのチェックの方法等について、更にスムーズに実施できる方法を検討していく必要がある。

(5) 履修系統図の作成

【活動の点検】

平成 30 (2018) 年度は、学生にカリキュラムの体系性や順序性をわかりやすくするために「カリキュラム・ツリー」について各学科での検討を行い、適切に学生が履修できる環境を整えた。履修計画に関連する科目を線で結び、学修の順序を示し、授業科目間の系統性を図示することは、学生にとってカリキュラムの全像を俯瞰でき、履修計画を立てやすくなることにつながるものと考えている。

【自己評価】

作成した「カリキュラム・ツリー」を、今後は「カリキュラム・マップ」へと展開するが、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との関連付けを行い、カリキュラム全体の中で個々の授業科目がディプロマ・ポリシーにおいてどのような資質・能力育成を担うのかなど、他の授業科目と連携しながら組織的に教育を展開することを目指し、検証しながら作成する必要がある。

(6) 学生による授業評価

【活動の点検】

本学では毎年、春・秋学期の授業後半にかけ、紙媒体による授業評価アンケートを実施しており、平成 30 (2018) 年度は各教員の担当授業から学生受講数の多い1科目ずつを抽出し、授業アンケートを実施した。

評価内容は、「先生について」「授業について」「自分自身について」「総合」に関する10項目に、教員希望の項目を加える形とし、授業評価結果は、担当教員が振り返り内容を記入(振り返りシート)した後、図書館で公開し、学生も閲覧できるようにしている。

【自己評価】

平成 31 (2019) 年度からは、web 上で全授業科目（一部実習等の科目を除く。）を対象とした授業評価アンケートを実施するための準備が進められている。

Web 上で実施することにより、授業アンケートの悉皆調査が可能となり、学生の受講態度等を評価と紐づけすることで、現在の単純クロス集計のみならず、より詳細な分析が可能となり、授業改善にもつながると期待される。

(7)ティーチング・ポートフォリオの整備

【活動の点検】

平成 30 (2018) 年度は、ワーキンググループにより、資料収集や整理・分析・研究、様式等の検討など、ティーチング・ポートフォリオ導入に係る具体的な制度設計を進めた。

この結果、教員の教育活動について、

- ①自己省察による点検
- ②努力や工夫の適切な評価
- ③教育活動の公開や共有化を通じた教育全体の質的向上

という 3 つの観点からティーチング・ポートフォリオの制度、プロセスを構築することとし、FD 研修を通じて教職員で共有のうえ、平成 31 (2019) 年度からの導入を目指して検討を行った。

【自己評価】

ワーキンググループによる研究成果に基づき、ティーチング・ポートフォリオ導入の目的や骨子、様式案の検討が進められるとともに、年度当初に専任教員全員に対して提出を義務付けている研究教育業績書への添付などの実施方法を確認するなど、平成 31 (2019) 年度からの導入に向けた準備が着実に進められたことは評価される。

第 4 教職員の質的向上に向けた取り組み

1. FD の実施

【活動の点検】

教員が自ら授業内容・方法を改善し向上させるための取り組みを進めるため、FD 委員会において、授業評価アンケート及び FD 研修会の実施について検討を重ねた。

平成 30 (2018) 年度の授業アンケートは「マークシート式」により、例年通り学期毎（7 月・1 月）に実施するとともに、来年度より「マークシート式」から全授業を対象にした「Web 式」への変更について委員会で検討した結果、了承された。

FD 研修会については、平成 31 (2019) 年 1 月に次の内容について実施し、シラバス内容の変更及び新規の取り組み等について情報共有を図った。

シラバス等の変更については、次のとおりである。

- ①シラバスの手引きについて
- ②シラバスの案内の時期・締め切りなど
- ③シラバスの相互チェック体制について
- ④初年次時教育実施について
- ⑤初年次教育の必要性について

【自己評価】

平成 30（2018）年度は、現状の授業アンケートの課題、また Web 式に変更する際の本学での課題等について検討を行うとともに、定期的に FD 研修会を実施するためのスケジュール及び研修内容の準備を行い、これらにより、次年度以降における FD 活動の骨組みを確立できたことは評価される。

2. SD の実施

【活動の点検】

本学職員（教員を含む。）が、業務運営上必要な専門知識の習得や企画・立案能力の向上を図るため、以下のとおり学内研修を実施するとともに、日本私立短期大学協会等が実施する、学生指導や入試広報等の分野別研修に職員を派遣し、全国的な動向や課題、先進事例等の習得や情報収集を行った。

(1) 学内 SD 研修会

- ①平成 30（2018）年 4 月 18 日：「職員ひとり一人が高校生の進路相談員」
 - ・「大学・短大の中期計画の体系と相談員養成の意義」
 - ・大学・短大の志願者・入学者の推移と分析等
- ②平成 30（2018）年 8 月 8 日：「高等教育に関する施策と将来構想」
 - ・大学改革、高大接続改革や幼児教育無償化等の方向性
- ③平成 30（2018）年 10 月 31 日：「教育質保証の確立に向けた大学教育改革への取り組み」
 - ・教育の質保証と私学助成との関係や「教育質保証プロジェクトチーム」の取り組み内容

(2) 学外研修の概要

名称・テーマ	主催
大学 IR 集中講習会	科学研究グループ
大学職員の共同研修プログラム	大学コンソーシアム京都
宗立宗門校教職員研修会	浄土宗
定例セミナー（学校法人会計等）	私学経営研究会

【自己評価】

平成 30（2018）年度は、大学運営を取り巻く様々な課題に対する職員の理解を深める学内研修の実施や、業務に直接関係するテーマで実施される学外研修に積極的に職員を派遣した。また、平成 31（2019）年度については、本学の基本方針に基づく SD 研修の実施方針が定められ、部署内の情報共有や業務改善を図

るための職場内研修の実施の義務化など、研修内容の充実が図られている点は評価される。

3. 教育サポートスタッフの研修

【活動の点検】

平成 30（2018）年度は、教育サポートスタッフ（本学では SA：他大学の大学院生・スタディ・アドバイザー）の研修を次の内容で実施した。

- ①幼児教育学科 SA の 2 名をサンプルとする業務分析（ブレインストーミングと KJ 法）
- ②業務分析の結果を反映したヒアリングシートの作成
- ③ヒアリングシートに基づく SA への個別ヒアリング調査
- ④業務分析とヒアリング結果のとりまとめや研修計画の作成

研修のうち①及び③のプロセスには SA 及び学科教員が参加したが、これらのヒアリングを通じて、SA からは「業務を確認できた」、「学生の話聞く線引きがわかった」等の感想が寄せられ、一定の研修効果があったものと考えている。また、来年度以降の研修のテーマを「SA の専門性や本学の SA に求められる役割・能力について」とし、実施に向けて準備を進めることとなった。

【自己評価】

平成 30（2018）年度は、「次年度に就任予定の SA に対する研修計画」の策定過程を通じて、SA に対する研修効果があったと考えられる。また、次年度に向けて、計画的な研修の実施準備ができていることは評価される。

第 5 学生の修学支援

(1) 学生担任制度の充実・実施

【活動の点検】

平成 29（2017）年度から実施している学生担任制度を継続して実施し、原則として週 1 回、ホームルームを行うとともに必要に応じて担任が個人面談を行い、担任教員から学部・学科長を通じて学生部長に報告する体制により、学生の生活面や修学状況等を把握し、学生の学修や進路相談等の学生生活全般を支援した。

【自己評価】

「学生一人一人と徹底的に向き合う教育」を実践する本学において、定期的開催されるホームルームや面談の機会を通じて、教員が個人レベルでのコミュニケーションを図り、身近なよき理解者として支援を行う学生担任制度は有効に機能していると評価される。

(2) アセスメント・ポリシーの策定

【活動の点検】

平成 30（2018）年度は、教育質保証プロジェクトチームを中心にアセスメント・ポリシー策定に向けた検討を行い、ディプロマ・カリキュラム・アドミッションの 3 つのポリシーに基づき、学生の学修成果を測定・把握し、教育成果の検証や教育課程のプログラム改善を図るため、短大全体レベル、学科・専攻レベル、科目レベルの 3 段階で、

- ①知識・理解
- ②汎用的技能
- ③態度・志向性
- ④総合的な学習経験と創造的思考力

の面から学修成果の評価を行うアセスメント・ポリシーを策定した。

【自己評価】

アセスメント・ポリシーの評価区分は、①新入生実態調査、②PROG テスト、③学修ポートフォリオ、④授業評価アンケート、⑤各科目の成績評価、⑥単位取得状況、⑦GPA、⑧学生生活実態調査、⑨卒業研究、⑩通算 GPA、⑪資格・免許取得率、⑫就職率／進学率、⑬休退学率、⑭満足度調査、⑮学位授与状況、⑯卒業生アンケートの 16 項目で再編成し、2019 年 3 月に開催した教育改革会議において決定した。

平成 31（2019）年度は、これらを体系的に実施するため、全教員を対象とした説明会を行うなどにより周知を図るとともに、授業評価アンケートの全教科実施や PROG テストの分析・改善・新規項目の検討など、学生の学修成果を測定する基準を明確にした点は評価される。

(3) 学修成果の把握

【活動の点検】

平成 30（2018）年度から、本学の全学科の新入生を対象に「PROG テスト」を実施している。平成 30（2018）年度の測定結果は、大学・短大別の「解説会」を実施して受検者に通知し、入学時点での自分の強み、弱みの客観的評価を行った。

「PROG テスト」による測定は 2 回生時にも行い、学修前と学修後の比較によって、リテラシー・コンピテンシー能力を評価し、その能力（課題発見力や統率力等）の伸長を確認する仕組みとした。更に、平成 31（2019）年度からは、学修ポートフォリオを実施、活用することで、主観的評価としての学修成果の把握を行う予定である。

【自己評価】

現時点では、学修成果の調査・測定の原点となる結果の収集を行った段階だが、学年進行を経て再度テストを実施することで学修成果の把握に有効な取り組みになるものと評価される。

(4) キャリア形成・就職支援

【活動の点検】

本学のキャリアセンターでは、学生のキャリア形成支援、就職支援を行ってお

り、学生の進路開発とともに、社会へ出ていくという意識付けや準備を早い時期からしてもらうためキャリアガイダンス（自己理解、職業理解、進路相談、就職・進学への援助、職場適応のための相談・指導）を実施した。

キャリアセンターでは学生相談を中心に就職講座の企画・立案や実施、求人処理や各事業所との対応を通じて就職支援を行い、平成 30（2018）年度卒業生については、幼児教育学科では 99.4%、歴史学科では 100%の就職率を達成した。

【自己評価】

近年、高い就職率を維持していることは評価される。

幼児教育学科では、幼稚園や保育園、社会福祉施設に就職を希望する学生（91%）が多いものの、今後は、幼児教育学科の一部や歴史学科から一般企業への就職を目指す学生のキャリアアップを図る取り組み等を見直しながら、企業や関係団体との連携を一層強化する必要がある。

(5) 学修環境の整備

【活動の点検】

- ①令和 2（2020）年 1 月に OS（Windows 7）のサポートが終了することに伴い、2 年計画でパソコンを更新することとし、平成 30（2018）年度分の機器更新を行った。
- ②電子ピアノ 50 台を購入するとともに、再利用可能な電子オルガン計 30 台を練習用に再配置し、学修環境の向上を図った。

【自己評価】

学生の学修環境改善が計画的かつ着実に進められている点は評価される。

第 6 高大接続改革の推進

(1) 多面的な入学者選抜の実施

【活動の点検】

文部科学省より発表された高大接続改革の大学入試改革に対応し、「新たな価値を創造していくことのできる学生」を輩出していくため、教育質保証プロジェクトチームにより令和 3（2021）年度の大学入学者選抜における改善策を検討し、次のとおり選抜方法を変更していくこととした。

今後は、変更案の具体化に向け、入学試験・広報委員会や入試問題作成者からも意見聴取を行い、更に慎重な議論を重ねていくこととしている。

- ①多面的・総合的に評価する入学者選抜の検討
 - ・一般選抜入学試験では全学部学科において、選考方法に「調査書」「外部試験（英語）スコア」による評価を加えること。
 - ・教養問題（現代文）、国語（現代文）において、記述式問題を加えること。
 - ・AO 選抜入学試験においては、エントリー時に「活動報告書」の提出を求めること。

②資格・検定試験の活用について

- ・「読む」「聞く」「話す」「書く」の英語 4 技能を適切に評価するため、英語資格・検定試験の成績を評価に加えること。
- ・「主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度」をより積極的に評価するため、調査書の他、志願者本人が記載する資料等（各種大会や顕彰等の記録、ボランティア活動の参加資料等）を評価に加えること。

【自己評価】

令和 3（2021）年度からの大学入試制度の変更に対応して、令和 2（2020）年から、多面的な入学者選抜を実現する制度的改革を進めようとしていることは評価される。

(2) 初年次教育の充実

【活動の点検】

本学における初年次教育の充実に関しては、教育開発センターを中心に検討を進めている。

平成 29（2017）年には、初年次教育に必要な内容を決定するため、教員から聞き取りを行うとともに、他大学の初年次教育に関する資料等を取り寄せて参考にした。

平成 30（2018）年には、聞き取り内容等を集約し、その中から、「高校と大学の学生生活の違い」「学校生活のデザイン」「目的と方法」「授業の臨み方」「レポートの書き方」「発表方法」という項目について、専任教員に執筆依頼を行って共通資料集を作成するとともに、FD 委員会で実施方法等を決定して、平成 31（2019）年 4 月から全学の「基礎ゼミナール」及び「総合基礎演習」で実施することとした。また、聞き取りから得られた他の項目についても、学生に知ってもらいたい内容であるため、引き続き教員に執筆を依頼し、平成 31（2019）年 12 月には、冊子を作成する計画を進めている。

【自己評価】

学生がスムーズに大学生活に移行できるためにも、大学の学修の基本を学ぶ機会として初年次教育は重要である。

本学では、初年次教育内容のとりまとめに当たっては、教員から聞き取りを行って内容や実施方法を検討するとともに、本学の専任教員すべてが執筆を行うことで、本学の学生の性質、特性に合わせた特徴ある内容になっている。また、教育開発センターでは、平成 31（2019）年度に、資料の内容等について検証するとともに、ゼミナールを担当した教員との意見交換会や研修会を予定しており、それらを踏まえて冊子の内容の充実を図ろうとするなど、本学における初年次教育の充実が着実に進展していることは評価される。

(3) 高大連携の強化

【活動の点検】

平成 30（2018）年度から、大学・短大の秋学期に、系列校の華頂女子高等学

校の2年生が受講できる高大連携授業科目を設定し、履修した科目を高校の単位として認定するとともに、当該学生が本学に入学した場合には、取得した単位を本学の所定の単位として認定することができる「高大連携科目等履修制度」を開始した。(高校3年生については平成31(2019)年度春学期からの開始を予定)

■2018年度高大連携授業科目 開設結果

区分	授業科目	高校生履修人数	単位取得者	単位取得割合
大学	健康マネジメント	12名	11名	91.7%
	TOEIC II	19名	10名	52.6%
	京都の歴史	10名	8名	80.0%
短大	京都の伝統芸術	6名	5名	83.3%
	形象音楽 II	18名	18名	100.0%
計		65名	52名	80.0%

【自己評価】

高等学校・大学間での意思疎通を推進しながら、高校生の履修の実態に配慮し、学習意欲や関心のある高校生が大学生と一緒に大学の授業を受けることができる高大連携の取り組みを強化・拡大したことで、高校生が高校教育から大学教育への接続を具体的に理解し、新たに自らの進路を考える視点を獲得することができた点は評価される。

第7 財務基盤の強化

(1) 法人運営機関との連携強化

【活動の点検】

本学学長は、学校法人佛教教育学園の副理事長として、理事会や定期的開催される「法人運営会議」に出席するとともに「総合学園構想に関する法人ワーキンググループ」の座長を務めるなど、法人運営の中核を担っている。また、法人事務局への職員1名の出向を行い、人事交流を図るとともに、設置校の財務担当者による「財務調整会議」や法人派遣の公認会計士による定期監査、法人事務局による業務監査等を通じて、法人本部と設置校が綿密な連携を図りながら、日常の業務運営や主要事業の実施に当たっている。

【自己評価】

学長が、法人本部の重要な役職(法人・副理事長)を担いながら、本学の事業計画や将来構想を法人運営に反映させる体制が整っており、また、事務レベルでも、本学と法人本部が積極的に情報共有や意思疎通を図る取り組みを進めていることは評価される。

(2) 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【活動の点検】

本学では、社会的な要請や入学者の動向、併設大学の学科編成等を考慮しながら

ら、短期大学の特色を最大限に生かした学科再編や教育課程の見直しを継続的に行ってきた。

これにより、着実に収支改善が図られてきたが、これまで安定的に学生を確保してきた幼児教育学科の入学者が平成 30（2018）年度に大幅に減少する中で収支改善は一時停滞することとなった。

しかしながら、平成 31（2019）年度の入学者数は 2017 年度の水準を回復しており、引き続き各種事務・事業の効率化による経費削減や人件費の抑制を進めることにより、平成 31（2019）年度は併設大学と合わせた収支が均衡するまで回復しており、今後も着実に財務状況が改善する見込みとなっている。

【自己評価】

継続的に学科再編や教育課程の見直しを行うとともに、平成 25（2013）年度以降、賞与を中心とした人件費の抑制や事務・事業の効率化を進め、着実に財務状況の改善が図られていることは評価される。また、幼児教育学科を中心に、資格取得を目指す学生のニーズが高いことや、令和 2（2020）年度から実施される高等教育の修学支援制度による入学生確保が期待されることから、今後も安定的な財務運営が可能と期待される。

第 8 内部質保証の確立

(1) 組織体制の確立

【活動の点検】

本学の教育研究活動や組織運営、施設設備等の点検評価を行うため、学長、副学長をはじめ、学科長、事務局職員等で構成する本学「自己点検・評価委員会」を設置している。

平成 30（2018）年度には、高等教育機関における教育の質保証の観点から、より実務的な点検評価を行うとともに、課題解決のための様々な取り組みを進めるための組織として、「教育質保証プロジェクトチーム」を別途組織して、教育研究活動の内容や成果の可視化を進める制度や施策を中心に点検を行った。

プロジェクトチームにおける検討状況は、学長を委員長とし、本学における教育活動の質的転換を推進する「教育改革会議」や自己点検・評価委員会に諮ったうえで、教育開発センターや事務部門の各組織との連携を図りながら、各種の教育改革施策を順次推進している。

【自己評価】

プロジェクトチームは、本学における教育の質保証に係る施策を網羅的に検証し、平成 31（2019）年度のシラバスの改定をはじめ、短期間で施策をとりまとめ実現につなげるなど、機動力を発揮し、大きな成果を上げたものと評価される。

(2) 自己点検・評価の実施

【活動の点検】

平成 25 (2013) 年に自己点検・評価を実施するとともに、一般財団法人短期大学基準協会による認証評価を受審し、同協会が定める評価基準に適合しているとの認定を受けた。

平成 30 (2018) 年度には、教育の質保証プロジェクトチームによる検討の結果「3つのポリシーの見直し・改定」「シラバス記載事項の改善」「アセスメント・ポリシーの策定」「2020 年度入学者選抜実施要項の改定」などの新規施策を実施するとともに、「履修系統図・ナンバリングの策定」「学修ポートフォリオ (Web) の導入」「授業評価アンケートの見直し (Web 化)」等を平成 31 (2019) 年度から実施するための検討・調整を行った。

【自己評価】

プロジェクトチームにおいては、『教育の質保証を担保する具体的な施策の実施・実現』を目標に、「教学マネジメント体制」や「カリキュラムマネジメント体制」、「教育内容・教育方法に関する取り組み」、「教員等の質向上に関する取り組み」、「高大接続改革の取り組み」などの視点から検討が進められ、平成 30 (2018) 年度内には一部の取り組みが実施されるとともに、その他の施策も平成 31 (2019) 年度早期の実施に向けた準備が進められた点は評価される。

今後は、これらの取り組みの成果を検証のうえ継続的な改革・改善を進めるとともに、プロジェクトチームの活動を含めた組織的な自己点検評価の体制を強化し、教育の質保証に関する PDCA サイクルが機能するように取り組むことに留意することが望まれる。